

2010
(平成22年)

年金機構業務

No.002

11

NOVEMBER

つうしん



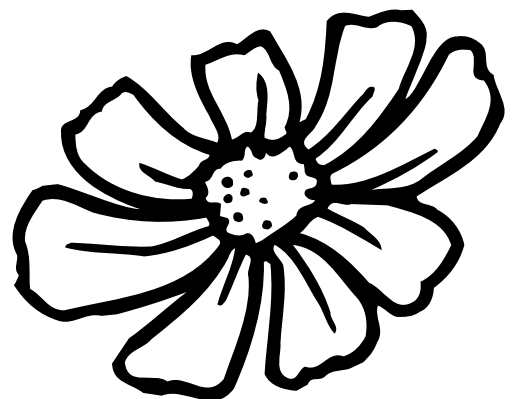
○処分決定に対する不服申立(審査請求)の留意点



○再裁定にかかる選択申出書等の留意事項



○年金の請求もれが生じやすい事例に関するポスターの掲示等



《もくじ》

1. 処分決定に対する不服申立（審査請求）の留意点	1
（第1回マニュアルインストラクター研修 配布資料）	2
2. 再裁定にかかる選択申出書等の留意事項	3
指示依頼等「再裁定の受付・進達事務の留意事項」 （平成22年6月11日 給付指 2010-113 支払指 2010-3）	8
3. 年金の請求もれが生じやすい事例に関する ポスターの掲示等	30
指示依頼等「年金の請求もれが生じやすい事例に関する ポスターの掲示及びリースレットの配布」 （平成22年10月18日 給付指 2010-200 事企指 2010-102）	31

1. 処分決定に対する不服申立（審査請求）の留意事項

【品質管理部 品質管理グループ】

年金給付等の処分決定に対する審査請求を受理した後の年金事務所の事務処理に関する留意事項について周知するものです。

なお、この資料は「第1回マニュアルインストラクター研修（平成22年10月20日（水）～22日（金））」において配布されたものです。

【品質管理部 品質管理グループからのコメント】

年金給付の不支給決定等に対する審査請求があり、その不支給決定等について事務処理誤りの疑いがある場合の事務処理について、以下の①②を同時並行で進めていただくようお願いします。

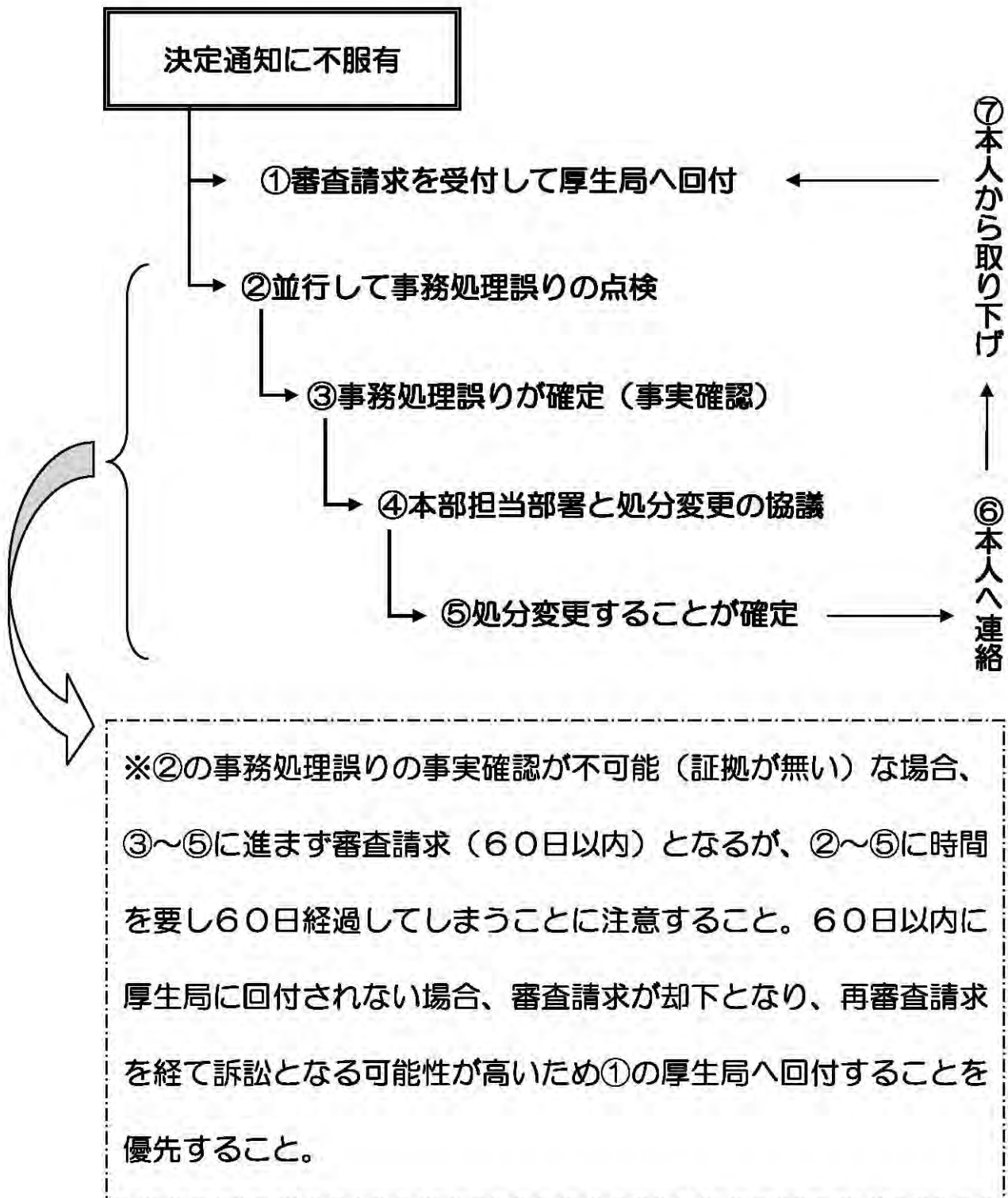
① 審査請求書を地方厚生局に回付することを優先してください。

② 事務処理誤りの存在の有無を調査してください。

（次頁の資料の手順に従い事務処理を進めてください）

注：②を優先したために、審査請求手続きが請求期限（60日以内）を経過してしまうことのないようご注意ください。

処分決定に対する不服申立があった場合（審査請求）の留意事項



2. 再裁定にかかる選択申出書等の留意事項

【支払部 再裁定グループ】
【年金給付部 給付指導グループ】

再裁定の進達事務については、「再裁定の受付及び進達事務の留意事項（平成 22 年 6 月 11 日給付指 2010-113、支払指 2010-3）」にてお示ししたところですが、このたび、再裁定にかかる「選択申出書」「厚生年金の再裁定」「死亡届・未支給請求書と同時に諸変更届を受付した場合」の留意事項についての「補足版」をお示しするものです。

【支払部 再裁定グループからのメッセージ】

再裁定の受付・進達事務については、日頃よりご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

本年 6 月の「再裁定の受付及び進達事務の留意事項」をご活用いただき再裁定の本部からの返戻等も徐々に減少しているところです。

お客さまのため、さらなる支払事務の迅速化を図る観点から、再裁定の受付・進達事務に関して、特にご留意いただきたい点をピックアップした「補足版」を作成いたしましたので、本年 6 月の留意事項と併せてご活用いただきたくお願い申し上げます

～再裁定にかかる選択申出書の留意事項～

再裁定にかかる選択申出書の進達については、下記に留意いただきますようお願いします。

再裁定進達時に選択届が必要なケース

- ◎ 選択関係にある他年金があり
- 受給権発生が遡及した場合
- 金額が大きく増える場合
- 新たに老厚が発生した場合
- 受給権発生以降も在職中の場合
- 基金の代行返上による改定時

には、選択申出書が必要になることが多いのでご注意願います。

有利選択の記入方法について

- ◎ 記載の方法についてご注意願います。

【判断に困る例】

△「本人にとって有利な方を選択する」

△「有利な方を選択する」

△「どちらか有利な方を選択する」

このような記入がある場合、年金の支給額でしか金額の比較は行いません。

基金や税金等年金以外のものを考慮する必要がある場合はこのような記入をせずに、

選択方法を明確に記入してください。

※低額な年金を選択する場合は、「税金の関係で」等の記載があると明確です。

「選択方法の詳細の記載欄」について

- ◎ ⑤選択方法の詳細の記載欄について、該当する場合、必ず記入をお願いします。

（ 202号は③欄 ）

また、記入は、選択契機毎（60歳、65歳、退職改定時等）に必要です。

（ もしくは選択契機毎に添付 ）

税金等について

◎ 障害年金や遺族年金が他年金にある場合は、税金等を考慮のうえ記載願います。

（特に、他年金と年金額の差が少ない場合など）

※ 税金等についての説明不足による選択変更の申し出が多数生じています。

障害年金について

◎障害年金に選択替を行う場合、**診断書**や**所得証明書**が必要ないか確認をお願いします。

◎障基併給施行（H18.4施行）後、選択変更の届出が提出されず、不利な状態の場合がありますので確認をお願いします。

202号 共済年金との選択について

◎選択契機毎に共済年金額のわかるものを添付するか、または選択契機毎の選択方法を記載願います。

◎ ③選択方法の詳細の記載欄について、該当する場合は記載願います。

再裁定前より申出もれの場合

◎ 再裁定前より届出もれの場合の選択替は、127号の受付月の翌月分からとなります。ただし、127号に添付せず、選択申出書のみを進達した場合は、支払Gへ回付され、選択申出書の受付月の翌月分からとなりますので、127号に添付し、同時進達願います。

～厚生年金の再裁定の留意事項（制度共通）～

再裁定進達時に配偶者付番が必要なケース

再裁定処理は受給権発生年月に遡って審査を行っており、加対者がいる（いた）場合には配偶者の基礎年金番号をシステム上、入力する必要があります。また、加対者の方が過去に年金加入歴がない場合には、お手数ですが、新規に付番していただく必要があります。

◎ 原簿記録回答票（00画面）の加対者欄に配偶者が登録されていれば配偶者基礎年金番号が必要です。

◎ 改定記録回答票（04画面）を必ず確認し、原因に以下のトランズがあれば配偶者基礎年金番号が必要です。

- 54-01 加給年金対象者不該当（死亡）
- 54-02 加給年金対象者不該当（生計維持なし）
- 54-03 配偶者65歳到達
- 54-20 加給年金額支給停止
- 54-21 加給年金額支給停止解除
- 54-25 配偶者状態表示の変更

<注意>・改定記録に54-01・54-02があると「加対者欄の登録が削除される」ので改定記録画面の確認は必ず必要です。

・再婚された場合は、現在の配偶者ではなく、受給権発生当時の配偶者の基礎年金番号を記入してください。

加給金対象者がいる場合で、期間追加に伴い受給権発生年月が遡及する場合の生計維持同一の確認について

◎ 再裁定後の発生年月での生計同一関係を確認する際、戸籍及び住民票（住民票にて受給権発生当時に同一住所であることの確認が難しい場合、戸籍の附票）を添付していただくことになっています。庁保険発第0217001号に基づき生計同一関係の確認書類の提出が困難な場合は、給付指導Gに対し、取り扱いについて事前に協議願います。

旧法厚生年金保険 通算老齢年金の再裁定における通算対象期間にかかる国民年金納付記録について

◎ 再裁定の処理において、国民年金の加入期間について各月の納付状況が、納付記録に変換されていない場合、システム上、通算対象期間を誤って年度の前詰めでカウントしますので、お手数ですが、納付記録の補正をしていただく必要があります。（納付記録変換処理票にて674処理をお願いします。）

～死亡届・未支給請求書と同時に諸変更の届書を受付けた際の留意事項～

死亡届・未支給請求書と同時に諸変更の届書を受付けた際の進達については、下記にご留意のうえ、進達していただきますようお願いします。

◎ 死亡による保留を入力する。

死亡届・未支給請求書と諸変更の届書を一緒にホチキス留めの上、進達する。

※死亡失権処理を行なわない。

死亡失権処理後は、諸変更処理（未支給処理を除く）の入力が不可能です。

◎死亡失権処理を行なった場合でも、諸変更取消日までであれば支払Gで取消が可能です。

必ず担当支払Gへ電話連絡を行ない、取消依頼（FAX又はメール）をして下さい。

※原則、FAX送信は禁止ですが、緊急を要する業務の取り扱いとします。

上記は、原則の事務処理の流れです。お客様の状況により先に死亡失権処理を行なう必要が生じるケースについては、適宜ご対応いただくこととなります。

再裁定の受付および進達事務の留意事項（諸規程によらない定め）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
		◎		◎				◎						◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保

本部関係部

業務管理部、障害年金業務部、年金相談部

目的・趣旨

再裁定の受付及び進達事務に係る事務処理については、「業務処理要領【マニュアル】」及び「年金給付裁定請求書の進達事務の手引」等に基づき行っています。今般、要領等に記載されている内容が不十分であるとの意見等を踏まえ、支払事務の迅速化等を図る観点から、「再裁定の受付および進達事務の留意事項」を作成したので活用して下さい。

ポイント（内容）

1 再裁定の相談や受付時において点検・確認にあたっての留意事項

（1）再裁定（年金コード1150）受付点検チェックシート「別添①」

○ 受付件数が多い老齢基礎・厚生年金の点検確認を適正に実施するためのもの

（2）生計維持関係の認定の取扱い「別添②」

○ 旧社会保険庁および旧社会保険業務センター発出の通知・事務連絡の適用の可否と優先順位についてあらためて整理を行うもの（具体的な運用方法等については追って指示します）

（3）再裁定がある死亡者の未支給請求の取扱い「別添③」

○ 再裁定がある死亡者に係る本部における支払処理方法の変更のお知らせ

2 再裁定の進達後において返戻が特に多い事例「別添④」 ⇒ 進達前の内容審査において活用

3 再裁定の進達時における留意事項「別添⑤」 ⇒ 本部への進達時において活用

4 この指示・依頼は「平成22年6月21日」から実施することといたします。

※ 上記は、別紙における「窓口・送付受付」「返戻」「進達」の事務処理において活用して下さい。

※ 業務処理要領【マニュアル】の該当箇所の追加・訂正は詳細が固まり次第追って連絡いたします。

照会先

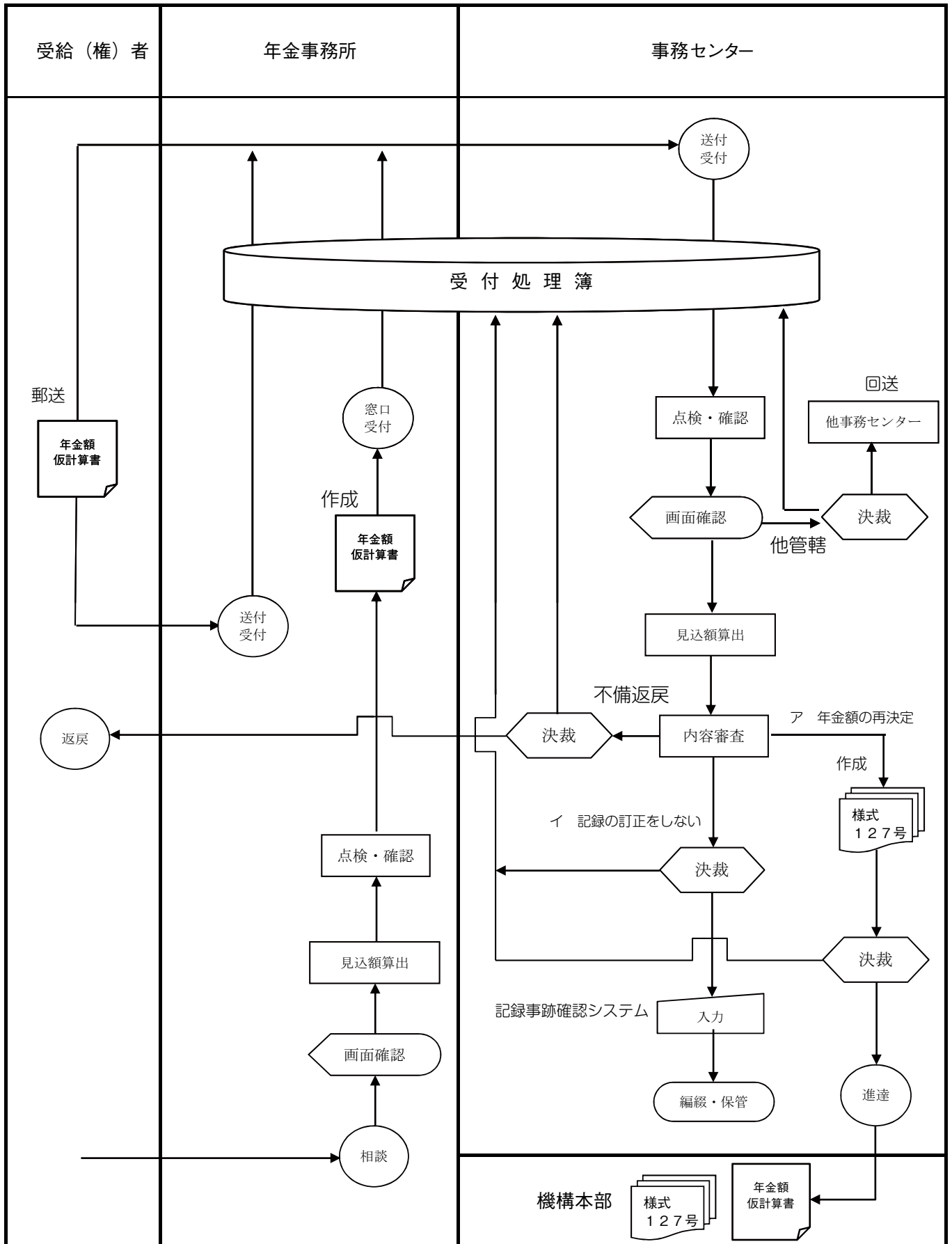
【再裁定の進達の方法に関すること】

本部 支払部 再裁定3Gヘルプデスク
連絡先：（直通）

【上記以外に関すること】

本部 年金給付部 給付指導G
担当：小野寺、宇野
連絡先：（直通）

審査担当チェック欄 ■



再裁定(年金コード1150)受付点検チェックシート

① 受給権発生後の期間追加の場合	
	平成10年3月1日以前の喪失なら様式第208号を添付する。
② 共済(農林を含む)期間の追加の場合	
	年金加入期間確認通知書(農林共済組合期間証明書)を添付する。
③ 国年任意加入でフルペンションとなっている場合	
	期間追加することにより国民年金保険料の還付が必要とならないか確認する。
④ カラ期間の訂正の場合	
	カラ期間の追加は婚姻年月日が確認できる戸籍を添付する。
	配偶者の基礎年金番号を確認する。
⑤ 老齢基礎年金のみの受給者の場合	
単一共済の老齢基礎年金の場合(受給者原簿記録「進達庁」の項目で確認する。)	
	受給権発生前の期間の追加により単一共済不該当となる場合は、再裁定ではなく、単一共済の老齢基礎年金は裁定取消となるため、裁定請求書 様式第101号を新規に受付する。その際、年金加入期間確認通知書の添付が必要。
他年金に『145×』(三共済を含む)がある場合	
	選択申出書 様式第201号の添付が必要(基番・年金コードを必ず記入)
	選択申出書のイ又はウ欄に○印を記載しているか、または「高い方を希望する」と記載してあるか、確認する。
他年金に『147×』(三共済を除く)がある場合	
	選択申出書 様式第202号の添付が必要(基番・年金コードを必ず記入)
	選択申出書の㊦欄に全て押印してあるか確認する。 ⇒ 1枚目は共済組合に行くので、特に注意すること。
	選択申出書のイ又はウ欄に○印を記載しているか、または「高い方を希望する」と記載し、かつ共済の年金額がわかるものの「写」の添付があるか確認する。
繰り上げ受給者の場合	
厚生年金保険の期間追加が12月未満の場合	
	老齢基礎年金受給権者 老齢厚生年金裁定請求書 様式第233号の添付 (戸籍、住民票、住基070のいずれかの添付が必要 ⇒ 住基登録されている場合は不要)
昭和17年4月2日以降の生年月日の場合	
	老齢基礎年金受給権者 老齢厚生年金裁定請求書 様式第233号の添付 (戸籍、住民票、住基070のいずれかの添付が必要 ⇒ 住基登録されている場合は不要)

⑥ 他年金がある場合	
他年金が『135X』の場合	
	選択により『1150』が支給停止中ではないか確認する。(選択した時期も注意)
	『1150』が支給中の場合、試算の結果、受給権発生時の基本年金額が下がらないか確認する。
他年金が『145X』の場合	
	先充て対象者の場合、65歳以降の老齢厚生年金の増額分が遺族厚生年金と相殺になる旨を説明する。
期間追加により受給権発生年月日が遡及しないか確認する。	
	選択により『1150』の支給停止期間が妥当か確認し、必要な場合は年金受給選択申出書を添付する。 (基番・年金コードを必ず記入し、選択方法も確認する)
⑦ 老齢未満了者の場合	
期間追加により老齢満了する場合 または 老齢満了時期が遡及する場合	
	加給年金額の加給開始時期が遡及するため様式第229号を添付する。
	様式第229号の添付書類・・・戸籍、住民票（加給金額加算開始時の生計同一関係の確認できるもの） 所得証明書（加給金額加算開始時の前年の収入が確認できるもの） ※ ただし時効特例給付に該当する場合には【平成21年2月17日庁保険発0217001号】の取扱いに留意
配偶者が老齢満了者の場合	
	配偶者の加給年金額に過払いが生じないか確認を行い、過払が生じる場合は返納方法等について説明及び確認する。
	振替加算が加算されなくなり、期間追加による増額分で過払額が相殺しきれない場合は返納方法等について説明及び確認する。
配偶者が未満了者の場合	
	配偶者に新たに振替加算が加算される場合は様式第222号又は127号-2を添付する。 ※ 振替加算にかかる事務の取り扱いについては、業務センターつうしん平成19年12月号を参照
⑧ 老齢満了者の場合	
期間追加により、老齢満了後に四種被保険者期間がある場合	
	四種被保険者期間の記録の補正と保険料の還付が必要ないか確認を行う。また、四種記録削除の結果、額試算を行い、期間追加により減額とならないか確認する。
期間追加により、老齢満了時期が遡及する場合	
	加給年金額の加給開始時期が遡及するため様式第229号を添付する。
	様式第229号の添付書類・・・戸籍、住民票（加給金額加算開始時の生計同一関係の確認できるもの） 所得証明書（加給金額加算開始時の前年の収入が確認できるもの） ※ ただし時効特例給付に該当する場合には【平成21年2月17日庁保険発0217001号】の取扱いに留意
	配偶者に新たに振替加算が加算される場合は様式第222号又は127号-2を添付する。 ※ 振替加算にかかる事務の取り扱いについては、業務センターつうしん平成19年12月号を参照
⑨ 死亡者の場合	
	未支給年金の振込先を確認する。
	配偶者が『145X』を受給中の場合、『145x』についても再裁定の申出書を受付する。
⑩ 年金額仮計算書(年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書)	
	【お客様ご記入欄】 住所・氏名に加えて、「ア」に○が付してあるか確認する。
	年金額が減額になる場合には、減額についての説明を行っているか確認する。

生計維持関係の認定の取扱い

<通知・事務連絡>

生計維持関係の認定の取扱いについては、以下のとおり通知・事務連絡が発出されている。(※1)

○ 生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて

【昭和61年4月30日庁保険発第29号(平成6年11月9日庁文発第3235号)】…㉗

⇒ 生計維持関係等の認定の原則の取扱いを示したもの(基本通知)(※2)

○ 年金受給権者にかかる事務の取扱いについて

【平成19年3月20日社会保険業務センター事務連絡】の別紙1の項目2…㉘

⇒ 「年金の請求が遅れ、相当年数の経過により㉗の別表で定める「収入に関する認定関係」の書類を添付できないとき」の取扱いを示したもの

○ 時効の特例等に関する法律の規定による未支給年金の支給に係る生計同一の認定について

【平成19年7月10日庁保険発第0710001号】…㉙

⇒ 平成19年7月6日に年金時効特例法が施行されたことに伴い、「年金時効特例給付の対象となる受給権者と未支給年金請求者の生計同一の認定にあたり、相当年数の経過により㉗の別表で定める書類等を提示できないとき」の取扱いを示したもの(※3)

○ 時効の特例等に関する法律の規定に基づく年金の支払が行われる場合の生計維持関係の認定の取扱いについて

【平成21年2月17日庁保険発第0217001号】…㉚

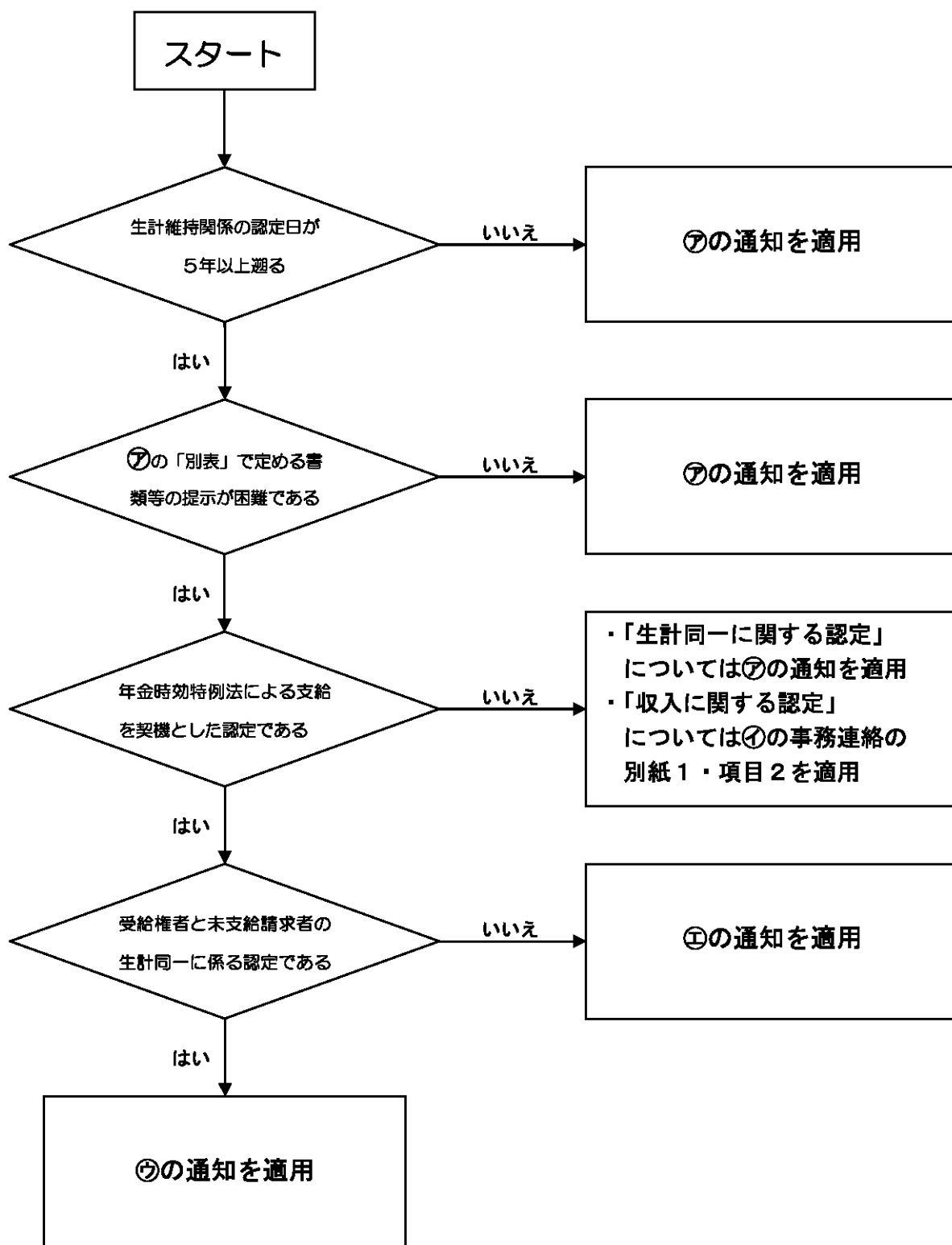
⇒ 「年金時効特例給付の対象となる受給権者に係る加給年金額・振替加算額・加算額の対象となる者の生計維持関係の認定にあたり、相当年数の経過により㉗の別表で定める書類等を提示できないとき」の取扱いを示したもの(※3)

(※1) 上記㉗～㉚の通知・事務連絡の原文については、別添フォルダ「別紙(生計維持関係)」を合わせて参照のこと

(※2) ㉗の「別表」に掲げる書類等の提示が困難である場合に、㉘㉙㉚の適用の可否を検討すること。

(※3) ㉙㉚は「年金時効特例法の給付がある受給権者について」のみ適用することが出来る通知であることに注意すること。なお、別紙「理由書」「収入要件申立書」中の「社会保険庁長官」は「日本年金機構理事長」と読み替えること。

＜㉗の通知の生計維持関係の認定（※4）に係る通知・事務連絡の適用フローチャート＞



（※4） 「生計同一に関する認定」 ＋ 「収入に関する認定」 ＝ 「生計維持に関する認定」

- 生計維持認定対象者が同居していたことや、生計同一であったことに関する第三者の証明書の提出が困難な場合は、機構本部年金給付部長に対し、その取扱いについて協議する。

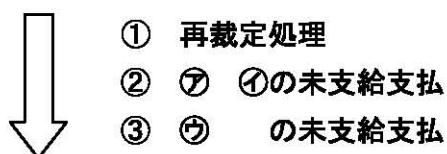
再裁定がある死亡者の未支給請求の取扱い

年金受給者が死亡した場合には、「死亡日の属する月までの未支給年金」(下図㊦)が発生する。

また、年金記録問題を契機として、死亡者に新たな年金記録が判明した場合には、「遡及して年金額が増額となることにより生じる未支給年金」(下図①⑤)も発生する。

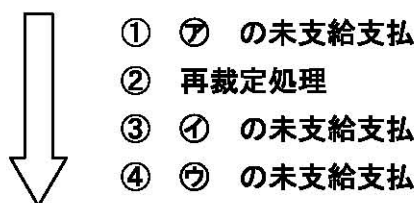
上記の問題点を踏まえて、本部での支払処理については、平成22年5月随時以降の支払分から下記のとおり変更しているので、お客様へのご説明については特に注意が必要である。

＜従来の処理の流れ＞



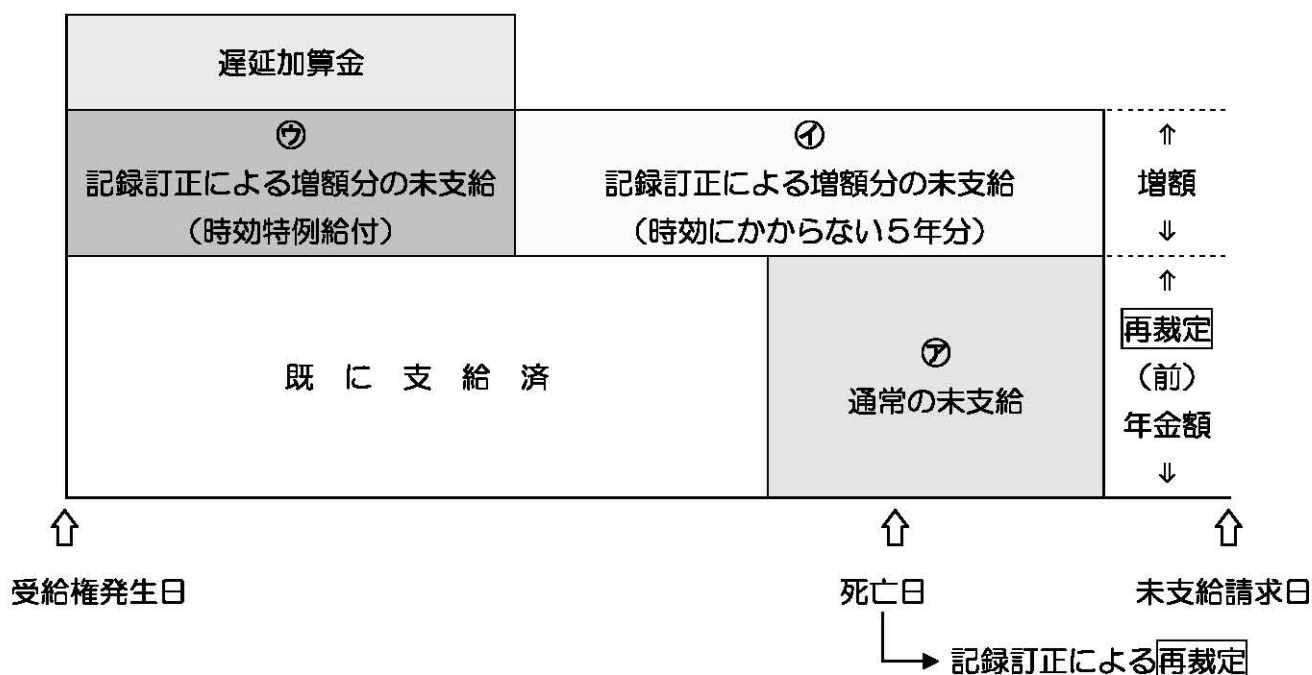
時効にかからない5年分(㉗㉘)と
時効特例給付分(㉙)に分けて支払い
⇒ 再裁定が終わらないと支払いが不可
(しばらくは何も支払われない)

＜平成 22 年 5 月随時以降の支払分からの処理の流れ＞



⑦については、通常の未支給の処理
サイクル（3カ月～4カ月）で支払い
⇒ 一部でも速やかに支払われる
※ 不備返戻等の事情がある一部の対象者は除く

- 未支給請求書と再裁定（様式 127 号）は、合わせて進達することに注意する。
⇒ 別添⑤「再裁定の進達時における留意事項」も参照のこと
- 上記の取扱いは、再裁定の処理期間が短縮されるまでの暫定的な対応であり、今後の処理の進捗状況を把握しながら、「従来の処理の流れ」に戻すことを、随時、検討していくこととする。



再裁定の進達後において特に返戻が多い事例

＜被保険者記録＞

項 目	事 例	着 眼 点	対 処 法	留 意 事 項
国年・厚年期間 重複	1 国年と厚年の間で期間が重複している場合 ※ 事例 16 も合わせて参照	○ 期間が重複した状態での再裁定は不可である	＜共通＞ ○ 重複期間の訂正処理 ＜旧法の場合＞ ○ 国年と厚年のそれぞれで再裁定の進達が必要	＜旧法の場合＞ ○ 国年期間訂正に伴い、旧法国年が裁定替え【0120（老齢）⇔0520（通算老齢）】となる場合には、旧法国年は新規裁定が必要になる。（旧法厚年は再裁定） ○ 厚年期間判明に伴い国年期間削除が生じた場合には旧法国年が受給要件を満たさなくなる場合がある。
国年未納期間 と 合算対象期間	2 国年期間判明に伴い、受給者原簿に登録されている合算対象期間と国年未納期間の重複が新たに発生した場合	○ 受給権が無くなることがある	＜共通＞ ○ 合算対象期間と重複する国年未納期間の訂正処理	＜着眼点＞ ○ 受給者原簿の合算対象期間と被保険者記録の国年未納期間が重複していると、国年未納期間を優先して裁定が行われる。 ＜国年の任意加入期間＞ ○ 国年任意加入かつ未納期間は合算対象期間に該当しない。（当時の喪失届処理漏れの可能性を含め総合的に検討が必要）
厚年任意継続 （第4種）期間	3 第4種期間を含め受給権が発生（老齢満了）している者に、期間が判明し、第4種加入可能期間を超える期間が発生した場合	○ 第4種期間を含め厚年期間が10年以上20年（中高齢者の特例に該当する場合は15年～19年）未満であることが加入要件である	＜共通＞ ○ 加入可能期間を超える第4種加入期間の削除処理	＜保険料の還付＞ ○ 保険料納付済期間の削除処理を行った場合には保険料が還付になる旨を受給権者へ説明する。 ＜減額事例＞ ○ 削除後の年金額試算を行ったうえで、年金額が減額になる場合は【給付指 2010-60】により取り扱う。 ○ 【給付指 2010-60】の取扱いにより減額で再裁定の場合には、返納方法申出書の添付を促す。

項 目	事 例	着 眼 点	対 処 法	留 意 事 項
(高齢) 任意加入期間	4 期間判明に伴い、高齢任意加入であった者の受給権発生が遡る場合	○ 国年・厚年共に高齢任意加入は「老齢又は退職を支給事由とする年金の受給資格がないこと」が加入要件である	<共通> ○ 受給権発生年月日以降の高齢任意加入期間の削除処理	<保険料の還付> ○ 保険料納付済期間の削除処理を行った場合には保険料が還付になる旨を受給権者へ説明する。 <昭和16年4月1日以前生まれの者の国年加入可能年数> ○ 生年月日に応じて老齢基礎年金を算出の基礎となる加入可能年数が定められているので、国年保険料還付の説明に注意が必要である。 <減額事例> ○ 削除後の年金額試算を行ったうえで、年金額が減額になる場合は【給付指 2010-60】により取り扱う。 ○ 【給付指 2010-60】の取扱いにより減額で再裁定の場合には、返納方法申出書の添付を促す。
氏名（カナ）の相違 ※ 旧法国年の再裁定の場合	5 資格記録と受給者原簿記録の氏名（カナ）が相違している場合	○ 氏名が相違していると再裁定処理が不可である	<共通> ○ 資格記録の氏名（カナ）が相違していないか確認のうえ氏名訂正処理	<対象年金> ○ 旧法国民年金の再裁定の場合のみの取扱であることに注意する。

<基礎年金番号>

項 目	事 例	着 眼 点	対 処 法	留 意 事 項
配偶者	6 受給権発生年月日（老齢満了日）において、配偶者加給年金額対象者が登録されている場合	○ 再裁定処理の際に配偶者の基礎年金番号が必要である	<基礎年金番号が未付番> ○ 基礎年金番号を付番 <年金番号が手帳記号番号> ○ 基礎年金番号を付番 <未統合の手帳記号番号> ○ 基礎年金番号へ手帳記号番号の統合処理	<画面確認> ○ 配偶者の生年月日が受給者原簿記録の改定記録照会（04 画面）「54-01、54-02、54-03、54-04」と相違ないかを確認する。 <前の配偶者と後の配偶者> ○ 前の配偶者の基礎年金番号が必要である場合に、誤って後の配偶者の基礎年金番号が記入されている場合がある。加給年金過払いの事故が発生する場合があるので、<u>前の配偶者か後の配偶者のいずれの基礎年金番号が必要であるのかを必ず確認する。</u>
子	7 妻が受給する遺族厚生年金（1450）の場合で、受給者原簿記録の改定記録照会（04 画面）に「54-03」で子供の年齢到達による不該当がある場合	○ 再裁定処理の際に、加算対象者であった全ての子供の基礎年金番号が必要になる		<様式 127 号への記載> ○ 妻の様式 127 号「◆その他」欄に<u>全ての子供の氏名・基礎年金番号を記載</u>する。 <再裁定> ○ 妻の再裁定と同時に、子供自身の再裁定も行われる。
死亡者	8 平成 9 年 1 月より前の死亡者にかかる遺族厚生年金の再裁定を行う場合	○ 基礎年金番号の導入は平成 9 年 1 月から		<未統合の手帳記号番号> ○ 国年記録を含めないと受給要件を満たさない場合があるため、遺族（1450）の給付記録照会画面（06 画面）において国民年金の手帳記号番号が表示されている場合には、基礎年金番号への統合処理を必ず行う。 <被保険者記録の資格喪失日> ○ 「<u>遺族の受発日（死亡日）＋1 日＝死亡喪失日</u>」（死亡喪失日に誤りがある場合は記録訂正を行う）

<選択関係>

項目	事例	着 眼 点	対 処 法	留 意 事 項
共通	9 期間判明により選択方法を変更した方が受給権者にとっては有利になる場合	○ 年金額改定の都度、有利・不利の判断が必要である（直近だけとは限らない）	<国年・厚年・旧三共済（JR,JT,NTT）選択> ○ 様式 201 号の添付 ※基番・年金コードを必ず記入 <国年・厚年・旧三共済（JR,JT,NTT）・共済選択>	<選択申出書届出漏れ> ○ 本人の届出漏れが今回の期間判明と同時の契機で見つかった場合、遡及して選択変更はできず、選択申出書の受付日の翌月分から支給変更となる。 <画面確認> ○ 改定記録照会（04 画面）に「55-05、55-60」などが複数ある場合には注意する
	10 期間判明により老齢の受給権発生日が遡及する場合	○ 他年金と新たに選択関係が生じる場合がある	○ 様式 202 号の添付（支給する年金が共に、老齢、退職を支給事由とする年金であれば、様式 202 号は不要） ※基番・年金コードを必ず記入	<着眼点> ○ 再裁定前の受給権発生が 60 歳（原則の支給開始年齢）以外の場合、受給権発生日が遡及する場合があるので特に注意が必要である。
	11 老齢基礎年金（1150）のみで、新たに自身の厚年期間が判明した場合	○ 判明した期間が何カ月であっても、他年金と老齢を新たに選択する必要がある	※基番・年金コードを必ず記入	<着眼点> ○ 厚年の期間判明が 12 月以上の場合は、少なくとも、60 歳時点（特老厚受給権発生時点）、65 歳時点の、2 時点の選択方法を確認する必要がある。
	12 様式 202 号を進達する場合	○ 機構では共済の年金額を把握していない	<共通> ○ 選択方法を明記する ○ 支払金額が多くなる選択方法を希望する場合は、必ず<u>選択替えを行う年月時点での共済の年金額</u>が確認できるものを添付する	<共通> ○ 年金額改定の都度（60 歳時点、65 歳時点、資格喪失時点等）、選択方法を明記する。 ○ 「年金受給選択申出書（様式 202 号）」は、受給権者の希望する選択方法について明記することとされており、受給権者が支給額の多くなる選択方法を希望する場合は、必ず<u>選択替えを行う年月時点での共済の年金額</u>（遡及裁定の場合は受給権発生日以降の年金額）が確認できる改定通知書等の写しを添付して進達すること。 <職域加算額について> ○ 改定通知書等で職域額がわからなければ、事務所・事務センターにおいて<u>共済組合に確認</u>すること。

項 目	事 例	着 眼 点	対 処 法	留 意 事 項
老 齢 と 障 害	13 老 齢 (0130、0230、1150) の再裁定を行う場合で、かつ、他年金に障害 (1350、0330) がある場合	○ 障害が全額停止または失権している場合でも、停止・失権前の選択関係に変更が生じる場合がある	<国年・厚年・旧三共済 (JR, JT, NTT) 選択> ○ 様式 201 号の添付 ※基番・年金コードを必ず記入 <国年・厚年・旧三共済 (JR, JT, NTT)・共済選択> ○ 様式 202 号の添付 ※基番・年金コードを必ず記入	<支払先金融機関の確認> ○ 障害の受給者原簿記録に登録されている口座が、現在も振込可能か否か確認する。 ○ 特に長期間振込をおこなっていない場合で、該当口座について、解約・金融機関統廃合等により振込ができない場合は、事務所で支払機関の変更処理を行ったうえで進達する。 ○ 上記設例で「既に失権している場合」には支払機関の変更処理は事務所では不可のため「住所・支払機関変更届」を受理したうえで合わせて進達する。
	14 老 齢 (0130、0230、1150) 受給により障害 (1350、0330) が全額停止となっている場合で、再裁定により障害を受給した方が有利となる場合	○ あらためて、障害認定が必要となる場合がある	<共通> ○ 必要な時点の診断書を添付	<共通> ○ 老齢を選択した時点及び、障害の有期固定年数から、いつの時点の診断書が必要か判断し、添付を求める。 ○ 認定の結果、障害等級が下がる、または障害不該当になると、老齢を受給した方が有利となる場合があるので、その旨をあらかじめ受給権者に説明する。
遺族厚生年金の短期要件と長期要件	15 短期要件で決定された遺族厚生年金 (1450) に期間追加が生じた場合	○ 期間追加により短期選択ではなく長期選択の方が再裁定前より有利になる場合がある	<共通> ○ 様式 127 号に「短期⇒長期へ変更」と朱書で記載のうえ進達	<選択変更の要件> ○ 請求時において下記①または②に該当している場合である。 ①短期要件しか選択できなかった ②長期要件より短期要件が高額であった ○ 再裁定前に<u>低額の短期要件を選択していた場合は長期要件へ変更することができない。</u> <減額事例> ○ 期間追加後も短期要件しか選択できない場合は、期間追加により減額になる場合がある。年金額が減額になる場合は【給付指 2010-60】により取り扱う。 ○ 【給付指 2010-60】の取扱いによる減額で再裁定の場合には、返納方法申出書の添付を促す。

＜再裁定ではなく新規裁定＞

項 目	事 例	着 眼 点	対 処 法	留 意 事 項
旧法国年	16 国年期間訂正に伴い、旧法国年の再裁定を行う場合	○ 旧法国年が裁定替え【0120（老 齢） ⇄ 0520（通算老 齢）】になる場合がある	＜裁定替えになる場合＞ ○ 旧法国年の新規裁定	＜受給要件不該当＞ ○ 期間判明に伴い、国年期間削除が生じた場合には旧法国年の受給要件を満たさなくなる（裁定取消になる）場合がある。 ＜減額事例＞ ○ <u>旧法国年が裁定替え</u>になる場合、年金額試算を行ったうえで、旧法国年と他年金の年金額の合計が減額になる場合には、【給付指 2010-60】により取り扱う。 ○ <u>旧法国年が裁定取消</u>になる場合、年金額試算を行ったうえで、再裁定前の旧法国年を含めた年金額の合計より再裁定後の他年金額の合計が減額になる場合には、【給付指 2010-60】により取り扱う。 ○ 【給付指 2010-60】の取扱いにより減額で再裁定の場合には、返納方法申出書の添付を促す。
単一共済 (1150)	17 単一共済のみ加入者で老齢基礎年金（1150）が裁定されている者に、新たに受給権発生前の厚年・国年期間が判明した場合 ＜参照＞ センターつうしん平成20年7月号	○ 再裁定ではなく新規裁定である	＜共通＞ ○ 新規裁定（1151等）の処理（<u>支払保留4入力必須</u>）を行ったうえで、単一共済（1150等）の<u>取り消し依頼を行うための様式127号-2</u>を進達	＜画面確認＞ ○ 受給者原簿記録「進達庁」の項目の1・2桁目が「85**」「86**」で始まる場合、「単一共済のみ加入者」の基礎裁定である。 ＜様式127号-2＞ ○ 誤って「再裁定としての様式127号-2」を進達しないように注意が必要である。返戻されてから、あらためて受給権者より「年金加入期間確認通知書」を受理する必要があるのでトラブルに繋がる場合がある。 ＜判明した期間＞ ○ 脱退手当金、国民年金未納期間の判明など、年金額に結び付かない期間の追加は除く。

＜他年金等の同時裁定＞

項 目	事 例	着 眼 点	対 処 法	留 意 事 項
死亡者の年金 と 遺族年金	18 遺族（1450、0430 等）の再裁定の場合で、かつ、死亡者が老齢または障害を受給していた場合	○ 合わせて死亡者の年金の再裁定も必要である	＜共通＞ ○ 死亡者の年金の様式 127 号を同時進達	＜減額事例＞ ○ 年金額試算を行ったうえで、年金額が減額になる場合は【給付指 2010-60】により取り扱う。特に、遺族が増額かつ死亡者の年金が減額になる（又は逆）場合があるので注意が必要である。 ○ 【給付指 2010-60】の取扱いにより減額で再裁定の場合には、返納方法申出書の添付を促す。
	19 死亡者の年金について、未支給年金の支給決定が既に行われている場合	○ 新たな未支給請求書の受理、生計維持関係・支払金融機関の確認が必要な場合がある	＜再裁定の申出者と未支給請求者が同じ人の場合＞ ○ 以前と同じ金融機関 ⇒ 死亡者の年金の様式 127 号を同時進達（「以前の未支給支払先金融機関へ振込」と記載） ○ 以前と異なる金融機関 ⇒ 未支給請求書に新たに希望する金融機関を記載のうえ進達（生計同一関係確認の書類は不要） ＜再裁定の申出者と未支給請求者が異なる人の場合＞ ○ 新たな未支給請求書を受理のうえ進達	＜再裁定の申出者と未支給請求者が同じ人の場合＞ ○ 以前に決定済の未支給の支払先金融機関を確認する必要がある。請求行為が既にされているため、新たな請求は必要ないが金融機関の口座が既に閉鎖されている等の理由により支払が不可の場合があるため、支払先の金融機関の口座確認が必要である。 ○ 下記①～③のいずれかの方法で金融機関の口座確認を行うこと。 ① 口座番号について金融機関の証明印を受ける ② 通帳の写しを添付する ③ 事務所の窓口において、通帳等で口座確認を行った場合は「担当者の印」により証明を行う ○ 以前とは異なる金融機関へ振込を行う場合の未支給請求書は、金融機関の口座確認のため使用するものであるため、 <u>生計維持関係の確認は不要</u> である。 ＜再裁定の申出者と未支給請求者が異なる人の場合＞ ○ 新たに提出いただく未支給請求書のため、新たに <u>生計維持関係の確認が必要</u> となる。

項 目	事 例	着 眼 点	対 処 法	留 意 事 項
死亡者の年金 と 遺族年金	20 老齢厚生年金（1150）の再裁定の場合で、かつ、他年金に遺族厚生年金（1450）がある者で、遺族厚生年金が先充て停止の場合（受給権発生から先充て停止の者のみ）	○ 遺族厚生年金の先充て停止額を受給権発生時から変更し、正しい金額の年金証書を作成する必要がある場合がある	＜共通＞ ○ 1450 の様式 127 号 - 2 と 1150 の様式 127 号を同時進達（老齢厚生年金と遺族厚生年金の再裁定処理を同月内サイクルで行う必要がある。）	＜先充て停止額変更の要件＞ ○ 下記①②の両方の条件を満たす者が対象である。 ①遺族厚生年金の受発が平成 19 年 4 月 1 日以降 ② 65 歳到達後に遺族厚生年金が受発している者 ※ ①②の条件を満たさない者は、65 歳到達を契機に 55－70 トランプが連動作成されるので 1450 の様式 127 号－2 は不要である。
老齢と障害	21 老齢（0130、0230、1150 等）の再裁定の場合で、かつ、他年金に障害（1350、0330 等）がある場合 ※ 事例 13,14 も合わせて参照	○ 障害の再裁定も合わせて必要な場合がある	＜共通＞ ○ 障害の再裁定を同時進達	＜選択関係＞ ○ 障害が全額停止または失権している場合でも、選択関係が発生する前の障害が増額となり支給可能となる場合がある。 ＜支払先金融機関の確認＞ ○ 特に長期間振込をおこなっていない場合は、該当口座について解約・金融機関統廃合等がおこなわれ、振込不能となる可能性があるため、障害の受給者原簿記録に登録されている口座が、現在も振込可能か否か確認する。 ○ 解約、金融機関統廃合等により振込ができなければ、支払先金融機関を変更する。

<必要書類・添付書類>

項 目	事 例	着 眼 点	対 処 法	留 意 事 項
様式 233 号	22 65歳を経過している老齢基礎年金（1150）の繰上げ受給者に、あらたに12月未満の厚年期間が判明した場合	○ 新規に65歳からの老齢厚生年金の受給権が発生する	<共通> ○ 様式 233 号の添付	<時効特例法> ○ すでに受給原簿に収録されている厚年期間については再裁定ではなく <u>諸変更対応となり時効特例の対象では無い</u> ため、窓口での説明に注意が必要である。 <u>65歳時の様式 233 号の届出漏れ</u> ということになる。
	23 生年月日が昭和17年4月2日以降の老齢基礎年金の繰上げ受給者に、あらたに12月以上の厚年期間が判明した場合	○ 老齢厚生年金の繰下げ請求が可能	<繰下げ請求を行わない> ○ 様式 233 号の添付 <65歳時点で他年金がある> ○ 様式 233 号の添付 ⇒ 繰下げは不可であるが請求は必要 ※ 様式 233 号には戸籍、住民票、住基 070 のいずれかの添付が必要 ⇒ ただし、受給者原簿記録に既に住基登録がされている場合には添付 <u>不要</u>	<老厚の繰下> ○ 昭和17年4月2日以降生まれの者で、他年金が障害基礎年金（5350、0620、2650、6350）のみの場合は、老齢厚生年金の繰下げが可能 <生年月日による場合分け> 【昭和12年4月1日以前】 ○ 老基・老厚を同時に繰下げ ① 65歳から老基を受給 ⇒ 様式 233 号の添付 ② 66歳以降に老基を繰り下げ受給 ⇒ 様式 233 号は <u>不要</u> 【昭和12年4月2日～昭和17年4月1日】 ○ 老厚の繰下げは不可 ⇒ 様式 233 号の添付 【昭和17年4月2日以降】 ○ 老基、老厚それぞれで繰下げ可能 ① 老厚を65歳から受給希望 ⇒ 様式 233 号の添付 ② 現時点においては老厚を繰下げ受給希望 ⇒ 様式 233 号は <u>不要</u> 、様式 235 号の添付 ③ 将来、繰下げして老厚を受給する予定であり、現時点では繰下げ待機を希望 ⇒ 「老厚は現時点では繰下げ待機を希望」と様式 127 号に記載（233 号および 235 号は <u>不要</u> ）

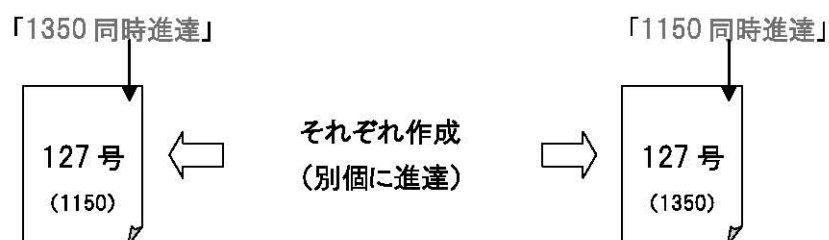
項 目	事 例	着 眼 点	対 処 法	留 意 事 項
様式 208 号	24 特老厚（1150）の受給権発生後に厚年取得かつ平成10年3月1日以前に資格喪失している厚年期間が判明した場合	○ 平成10年3月1日以前は、受給者が資格喪失届（様式 208 号）を提出する必要がある	＜共通＞ ○ 様式 208 号のみを進達	＜対処法＞ ○ 様式 208 号は受給者が届出を行う必要がある。 ○ 様式 127 号の進達は不要である。
生計維持関係	25 加給年金額対象者がいる場合で、厚年期間の判明により、初めて老齢満了する場合、および、加給年金額加算開始の時期に変更がある場合	○ 再裁定後の状態で新たに生計維持関係の認定を行う必要がある	＜共通＞ ○ 様式 229 号および生計維持関係が確認できる書類を添付	＜通知＞ ○ 生計維持関係の認定の取扱いについては、【昭和 61 年 4 月 30 日庁保険発第 29 号】を参照すること。 ただし、【昭和 61 年 4 月 30 日庁保険発第 29 号】により認定を行うのが困難である場合には、下記の通知・事務連絡を合わせて参照のこと。 ◆ 時効特例に該当する場合 ⇒ 【平成 21 年 2 月 17 日庁保険発第 0217001 号】 ◆ 時効特例に該当しない場合 ⇒ 【平成 19 年 3 月 20 日業務センター事務連絡】 ＜配偶者の振替加算の開始時期に変更がある場合＞ ○ 受給者に加給年金額が加算される場合は、（配偶者の書類として）様式 127 号-2 に「振替加算開始依頼」と記入したうえで添付 ○ 受給者に加給年金額が加算されない場合は、（配偶者の届出として）様式 222 号および生計維持関係が確認できる書類を添付

項 目	事 例	着 眼 点	対 処 法	留 意 事 項
未支給請求書	26 再裁定前に未支給年金が支給決定されているが、長期間経過しており未支給請求者が死亡している場合	○ 今回の再裁定にあたって、次順位者の 未支給請求書 が必要	＜共通＞ ○ 未支給請求書 の添付	＜通知＞ ○ 生計維持関係の認定の取扱いについては【昭和 61 年 4 月 30 日庁保険発第 29 号】を参照。 ○ 受給権発生年月日（老齢満了日）が時効該当し、【昭和 61 年 4 月 30 日庁保険発第 29 号】による認定が困難である場合は、【平成 19 年 7 月 10 日庁保険発第 0217001 号】を参照。
	27 受給者原簿記録の改定記録照会（04 画面）が「48-01,48-02,48-03,48-04」で終了しているが、年金額が増額となり、新たに未支給の支払が発生する場合	○ 未支給不該当の場合で改定記録照会(04画面)上、未支給の支払先金融機関の確認ができない場合がある	＜共通＞ ○ 希望する支払金融機関のわかるものを添付	
償還請求書	28 前回の未支給請求で、支払先がゆうちょ銀行（旧郵便局）の現金窓口受取で、受給者原簿記録の支払記録照会（01 画面）の経過表示が「001」の場合	○ 郵便局の窓口で年金を受け取る場合は、支払日から 1 年を経過すると、郵便局から資金が国庫に戻され、年金の受け取りが出来なくなる	＜経過表示が 001 の場合＞ ○ 償還請求書 （任意様式）の添付	＜償還請求書の様式＞ ○ ①基礎年金番号・年金コード、②氏名・生年月日、③郵便番号・住所、④期限経過の理由、⑤支払年月日、⑥支払金額、⑦再振込を希望する金融機関名・口座番号、⑧金融機関の証明印又は通帳の記号番号の写し（⑦にてゆうちょ銀行（旧郵便局）の現金窓口受取を希望された場合、証明印は不要。ただし、希望郵便局名、所在地についての確認は必要） ＜請求の時効＞ ○ 時効に該当し、償還請求による支払ができない分がある場合に注意する。

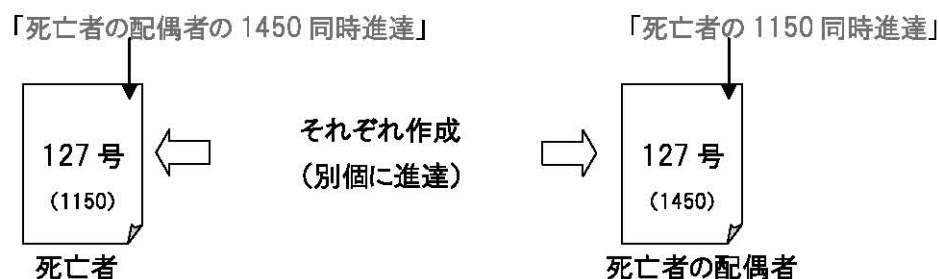
再裁定の進達時における留意事項

- 1 様式127号は年金コード単位で作成する。同時進達すべき様式127号が複数ある場合には、「死亡者の1150同時進達」のように、それぞれの様式の右上に朱書き表示をすること。

＜例1＞ 『1150』『1350』を受給中の現存者に厚生年金期間が判明



＜例2＞ 死亡者の『1150』と、その配偶者の『1450』に死亡者の厚生年金期間が判明



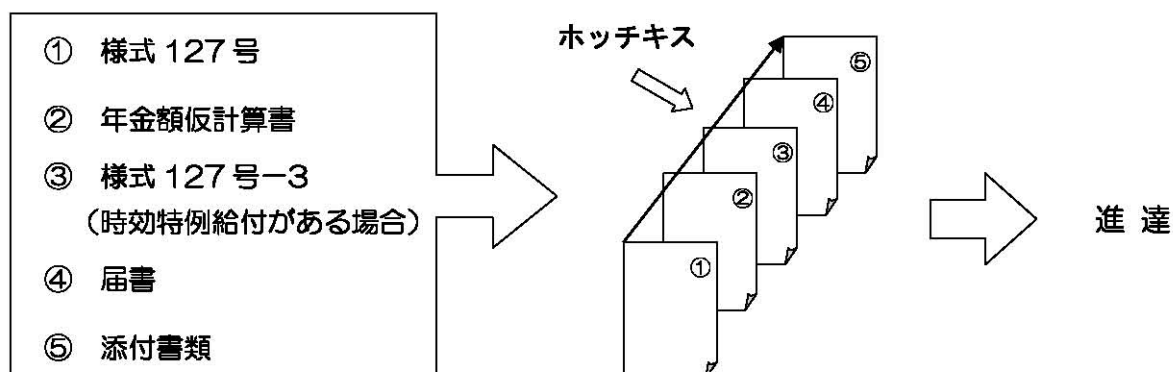
- 2 再裁定と同時に処理を行う届書(※1)や添付書類(※2)がある場合には、様式127号と合わせて進達する。様式127号と組み合わせて進達する届書・添付書類は、クリップ留めではなく、左上を必ずホッチキスでまとめ留めすること。(※3)

(※1) 未支給請求書、様式201号、202号、229号、222号、233号など

(※2) 戸籍抄本(謄本)、住民票の写し、所得証明書など

(※3) 受付で分離されて他部署に回付されると、処理の遅延に繋がるため注意すること

＜1で作成した様式127号を表紙に、年金コード別に進達する基本パターン＞

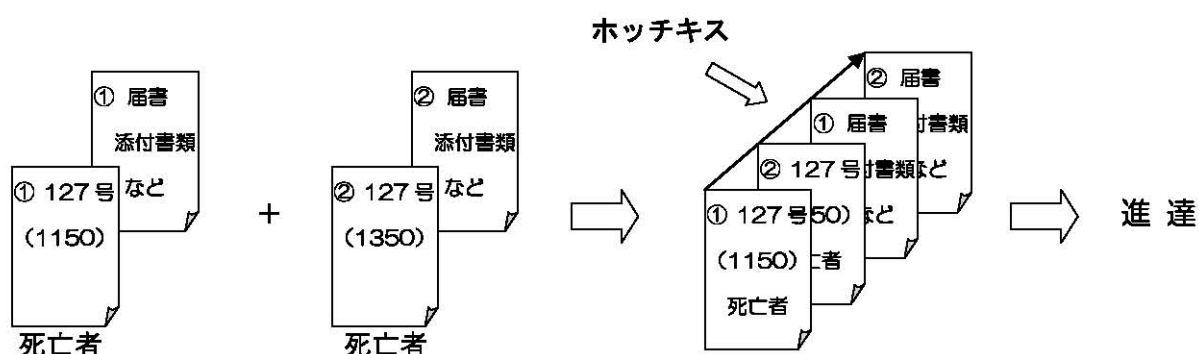


<1で作成した様式127号を、年金コード別ではなく合わせて進達する例外パターン>

○ 1 <例1>の類似事例 ⇒ 本人が死亡している場合

- ① 死亡者に厚生年金期間が判明したことによる『1150』の再裁定の様式127号
 - ② ①に伴う同じ死亡者の『1350』の再裁定（※4）の様式127号
- を同時に進達する場合

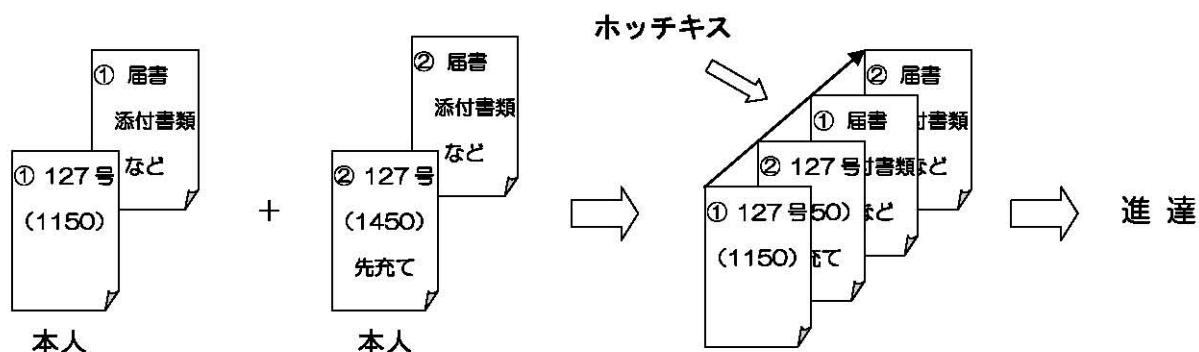
（※4） 1 <例1> の記載にあるとおり、原則は『1150』と『1350』は「別個に進達」であるが、死亡者の場合には『1350』も合わせて再裁定Gで処理を行うため、まとめてホッチキス留めして進達すること。（現存者の『1350』の再裁定は障害年金業務部で行う）



○ 1 <例2>の類似事例 ⇒ 『1450』受給者本人の『1150』の再裁定を行う場合

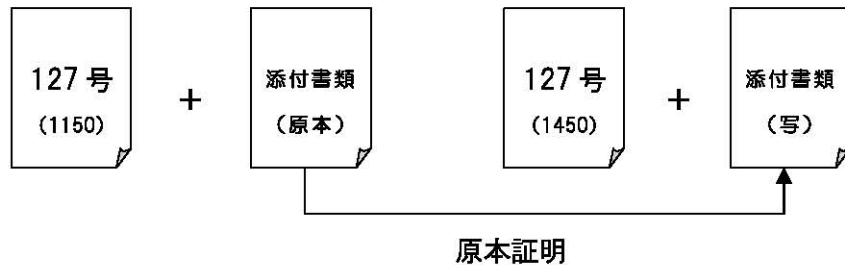
- ① 『1450』の受給者に厚生年金期間が判明したことによる『1150』の再裁定の様式127号
 - ② 受給権発生時からの停止額訂正（先充て）による『1450』の再裁定（※5）の様式127号
- を同時に進達する場合

（※5） 1 <例2> の記載にあるとおり、原則は『1150』と『1450』は「別個に進達」であるが、上記の場合には、受給者本人の同時裁定を同一サイクル内に再裁定処理するため、まとめてホッチキス留めして進達すること。

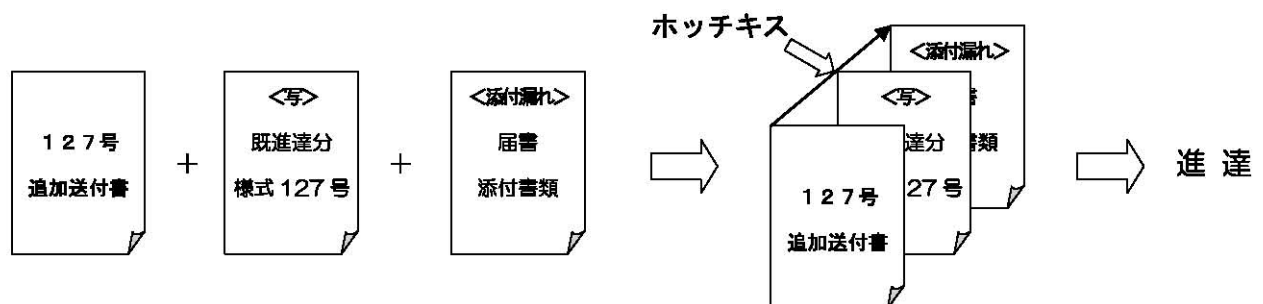


- 3 様式127号に共通して添付すべき書類（戸籍・住民票・所得証明など）があるときは、「原本」は一方の様式に添付し、他方の様式には「写」を添付する。なお、「写」は原本証明を行うこと。

<例>



- 4 既に様式127号については進達済で、届書等の添付漏れが後日判明した場合には、**別紙「127号 追加送付書」**に必要事項を記入のうえ、「**127号 追加送付書**」を表紙に、既に進達済の様式127号の写しと添付漏れの届書等をまとめてホッチキス留めしたうえで、別途追加で進達すること。



- 5 様式127号については、「申出受付（判明）年月日」を必ず記入すること。

※ 記入されていない場合や、不明な場合は、返戻を行う場合があるので注意が必要

※ 遅延加算金の支払いにも影響するため特に注意が必要

※ 遅延特別加算金請求書（様式603号、様式604号）については添付不要

（平成22年5月以降に時効特例給付が支給される場合には請求書の提出は不要）

- 6 **2**および**4**で取り繕ったパッケージは、原則としてカバンを使用して進達すること。

様式127号（被保険者記録訂正用） への届書等の追加送付について

先に下記のとおり進達した書類に追加の書類がありましたので追加送付します。

年金事務所 事務センター

月 日 進達分

※既進達分の127号の写しを必ず添付してください。

追加送付書類名

3. 年金の請求もれが生じやすい事例に関するポスターの掲示等

【年金給付部 給付企画グループ】

【事業企画部 事業企画グループ】

年金の請求を行えるにもかかわらず、誤解や勘違いから年金を請求していない方がいらっしゃることから、年金の請求もれが生じやすい5つの事例を取り上げ、年金の受給につなげるための広報用ポスター及びリーフレットを作成しました。日本年金機構として、11月の「ねんきん月間」の取り組みの中で集中的に周知を図ることとしますので、各年金事務所における取り組みをお願いするものです。

年金の請求もれが生じやすい事例に関するポスターの 掲示及びリーフレットの配備（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚生 G	国年 G	年給 G	記録 G	適用 課	徴収 課	国年 課	記録 課	相談 室
		◎	◎	◎		○		◎	◎	○			◎	◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	◎	○			

本部関係部

経営企画部、事業企画部、記録問題対策部、年金相談部

目的・趣旨

年金の請求を行えるにもかかわらず、誤解や勘違いから年金を請求していない方がいらっしゃるから、年金の請求もれが生じやすい5つの事例を取り上げ、年金の受給につなげるための広報用ポスター及びリーフレットを作成しました。機構として、11月の「ねんきん月間」の取組の中で集中的に周知を図ることとしますので、各年金事務所における取組をお願いするものです。

ポイント（内容）

- 特に請求もれが生じやすいと考えられる以下の5事例について、ポスター及びリーフレットを作成しました。（電子媒体を添付しておりますので、各自印刷出力のうえご活用ください。）
 - 1 年金の加入期間が25年未満の方へ
 - 2 年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方へ
 - 3 厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ
 - 4 厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ
 - 5 60歳以上で、会社にお勤めの方へ
- 各年金事務所では、11月の「ねんきん月間」において以下の取組を行っていただくようお願いいたします。
 - ① ポスターの掲示（ポスターはA2版へ拡大してください）
 - ② リーフレットの配置
 - ③ 出張年金相談の際のポスター掲示及びリーフレットの配置
- 年金事務所では11月以降も恒常的にポスターの掲示やリーフレットの配置を行っていただくとともに、窓口での相談時においても必要に応じご活用ください。なお、有効期限を設けておりますが、これは特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げが25年度から行われるためであり、期限が到来した時点で改めて指示いたします。
- なお、機構本部においても、機構HPへの掲載や、「かけはし」「日本年金機構からのお知らせ」への記事掲載を予定しているほか、関係機関への協力依頼を行うこととしております。（市町村へは、機会をとらえて、ポスターの掲示やリーフレットの配置を依頼してください。）
- また、年金委員に対しては研修会での配布等適宜周知を行っていただき、職場内での呼びかけや地域住民からのお問い合わせ時の参考として活用頂く等、取組への協力について働きかけをお願いいたします。

審査担当フィク欄 ■

照会先（ポスター関係）

本部年金給付部

給付企画G：渡部、太田（泰）

（直通）

（年金委員関係）

本部事業企画部

事業企画G：小原、森岡

（直通）

年金の請求を お忘れではありませんか？

お心当たりのある方は、お早めにご相談ください。

1 年金の加入期間が25年未満の方へ

○年金の加入期間が25年未満でも、カラ期間※と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。

※カラ期間の例：サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など

○生まれた年などにより、25年未満でも年金を受け取れる場合※があります。

※誕生日が昭和27年4月1日以前生まれで、厚生年金の加入期間が20年以上の場合など

2 年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方へ

○70歳になっても、年金は自動的に支払われません。

○年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

3 厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ

○「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行ってください。

○片方の年金の受け取り開始を繰り下げている方は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。

4 厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ

○厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金※」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。

※特別支給の老齢厚生年金：65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金

5 60歳以上で、会社にお勤めの方へ

○現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。

○給与の額などに応じて年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

ご相談は、お近くの「年金事務所」、「街角の年金相談センター」または、「ねんきんダイヤル」



0570-05-1165

(※)までお願いします。

※IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



日本年金機構
Japan Pension Service

有効期限 平成26年8月31日

1010 1013 001

年金の請求を お忘れではありませんか？

お心当たりのある方は、お早めにご相談ください。

1 年金の加入期間が25年未満の方へ

○年金の加入期間が25年未満でも、カラ期間※と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。

※カラ期間の例：サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など

○生まれた年などにより、25年未満でも年金を受け取れる場合※があります。

※誕生日が昭和27年4月1日以前で、厚生年金の加入期間が20年以上の場合など

2 頁

2 年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方へ

○70歳になっても、年金は自動的に支払われません。

○年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

3 頁

3 厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ

○「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行ってください。

○片方の年金の受け取り開始を繰り下げている方は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。

3 頁

4 厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ

○厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金※」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。

※特別支給の老齢厚生年金：65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金

4 頁

5 60歳以上で、会社にお勤めの方へ

○現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。

○給与の額などに応じて、年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

4 頁

**ご相談は、お近くの「年金事務所」、「街角の年金相談センター」または、
「ねんきんダイヤル」**



0570-05-1165

(※) までお願いします。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



日本年金機構
Japan Pension Service

※IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

有効期限

平成26年3月31日

1/4

1 年金の加入期間が25年未満の方へ

➡ **「カラ期間※¹」はありませんか？**

- 年金の加入期間とカラ期間を合わせて25年以上あれば、老後の年金を受け取ることができます。
- また、配偶者の厚生年金の加算額の対象になっていた方は、年金の加入期間がなくても、カラ期間が25年以上あれば「振替加算※²」のみの老齢基礎年金を受け取ることができる場合があります。
- これまで年金の加入期間が足りず、「年金は受けられない」と思い込んでいた方で、「カラ期間※¹」が見つかったことにより、年金を受け取れるようになったという例があります。
「年金は受けられない」とあきらめていた方も、是非もう一度、「カラ期間」に該当する期間がないかをご確認ください。

※1「カラ期間」：正式には「合算対象期間」といい、

- ①サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間
 - ②海外に在住していた期間(日本国籍を有する方が対象)
 - ③学生であった期間のうち、平成3年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間
- などがあります。(上記①～③は、20歳以上60歳未満であった期間が対象。)
これらの期間があれば、「年金を受け取るために必要な期間」に加算されます
(ただし、年金額には反映されません。)

*「カラ期間」は、他にもありますので、詳しくは、年金事務所または街角の年金相談センターへお問い合わせください。

※2「振替加算」：配偶者加給年金の代りに老齢基礎年金に加算されるものです。
(夫婦とも、誕生日が大正15年4月2日以降の場合に限る。)

➡ **「年金を受け取るために必要な期間」が短くなる特例に該当しませんか？**

- 生まれた年などにより、「年金を受け取るために必要な期間(原則25年)」が短くなる場合があります。

(例)昭和27年4月1日以前生まれの方の特例

⇒厚生年金保険および共済組合等の加入期間の合計が20年(240か月)以上あれば、年金を受け取ることができます。

*特例は、他にもありますので、詳しくは、年金事務所または街角の年金相談センターへお問い合わせください。

2 年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方へ

➡ **「70歳になれば、年金が自動的に支払われる」 と誤っていませんか？**

- 65歳から受け取ることができる「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」には、66歳から70歳になるまでの希望する時期まで年金の受け取り開始を繰り下げると、繰り下げた期間に応じて年金額が増える仕組みがあります。
- 65歳時に繰り下げを希望しても、その後、ご自身で請求手続きを行わなければ、70歳になっても、年金は自動的に支払われません。
- 70歳になるまでに、年金を受け取り始める時期を決めて、請求手続きを行ってください。請求が70歳を過ぎますと、不利益が生じますのでご注意ください。

3 厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ

➡ **「老齢厚生年金」または「老齢基礎年金」の請求 をお忘れではありませんか？**

- 厚生年金の加入期間があり、年金を受け取る資格を満たしている方は、65歳から「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金を受け取ることができます。
- 「老齢厚生年金だけ」または「老齢基礎年金だけ」を受け取っている方は、受け取っていない年金の請求手続きを行う必要があります。
- 片方の年金の受け取り開始を繰り下げている方は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。請求が70歳を過ぎますと、不利益が生じますのでご注意ください。

4 厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ

➡ **「65歳前に年金を受け取り始めると、年金が減る」と思っていないませんか？**

- 厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に支払われる「特別支給の老齢厚生年金※3」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。
- 請求が遅れると、時効によって直近5年を超える部分の年金が受け取れなくなる場合がありますので、速やかに請求手続きを行ってください。

5 60歳以上で、会社にお勤めの方へ

➡ **「在職中は年金を受け取ることができない」と思っていないませんか？**

- 会社にお勤めの間の老齢厚生年金は、給与の額などに応じて、支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止となる場合を除き、年金額の全部または一部を受け取ることができます。
- 在職中の方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。退職してから年金の請求手続きを行うと、在職中に支給されたはずの年金を受け取ることができなくなることがありますので、ご注意ください。
- なお、「特別支給の老齢厚生年金※3」は、失業給付を申請中の方であっても、あらかじめ年金の請求手続きを行うことができます。（年金の請求は、失業給付の終了を待ってから行う必要はありません。）

※3「特別支給の老齢厚生年金」：65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金。

編集発行

日本年金機構本部 年金給付部

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

TEL. 